

令和元年度 第22回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和2年2月4日(火) 午前9時40分から10時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也
委員 上田 博久
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山添 久
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子
係長 毎野 卓実 係長 高多 孝典
- 3 傍聴者 3人

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 大学卒業程度(事務・キャリア総合コース))の実施について
- 議案第2号 鳥取県職員採用試験(令和2年度実施 氷河期世代チャレンジ枠)の実施について
- 議案第3号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 警察官A・B(1回目))の実施について
- 議案第4号 職員の採用選考について
- 議案第5号 人事委員会定めの一部改正について(臨時的任用職員の休暇関係)
- 議案第6号 職員の職務に専念する義務の免除等について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から3号まで、第5号及び第6号は公開、議案第4号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 大学卒業程度(事務・キャリア総合コース))の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

令和3年4月1日採用予定の標記の採用試験を、次のとおり実施する。

1 概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種		採用予定者数
事 務	キャリア総合コース	20名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

- ① 昭和60年(1985年)4月2日から平成11年(1999年)4月1日までに生まれた人
- ② 平成11年(1999年)4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大

学を除く。)を卒業した人若しくは令和3年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人

※②に該当する人は、9月27日(日)に実施予定の高校卒業程度試験は受験不可。

イ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、令和3年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験内容

試験種目		内 容
第1次試験	基礎能力試験	[多肢選択式・・・70分] 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験(SPI3(基礎能力のみ))
	アピールシート	[90分] 県職員として働く上で有用と考える経験等のテーマで出題 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	適性検査	職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	集団討論及び個別面接による人物についての口述試験

(注) 配点は第1次試験200点、第2次試験600点。

また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用するとともに、人物試験において記載内容をアピールしてもらう。

(4) 試験日程

受付期間		3月6日(金)～4月6日(月)(消印有効) (インターネット受付:3月6日(金)午前9時～4月6日(月)午後5時)
第1次試験	試験日	5月10日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取大学共通教育棟 米子会場:鳥取県西部総合事務所 東京会場:立教大学池袋キャンパス5号館 大阪会場:関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館
	合格者発表	5月21日(木)(予定)
第2次試験	試験日	6月上旬～6月中旬のうち指定する1日(予定)
	試験会場	鳥取県庁議会棟会議室
	採用候補者発表	6月中旬(予定)

※試験会場は申込状況等により変更する場合がある。

※6月28日(日)に実施予定の大学卒業程度の他の職種との併願は不可とする。

2 広報

別途報道機関へ資料提供するほか、受験案内を作成し、県の機関等で配布するとともに、その内容をホームページ等で公表する。

また、就職情報サイトへ求人情報を掲載する。

【質疑等】

委員：今回は時期を早めて行うが、他県も同じように実施するようになると、目新しさもなくなってきて、来年は試験内容も考えなくてはいけないかもしれない。

事務局：民間で内定が出てしまうと気持ちがそちらに行ってしまうため、合格を早く出す必要があると考えている。

委員：今年度はまず時期を変えてやってみるということによいと思う。

委員：その結果をみて、また検討ということでしょう。

◇議案第2号

鳥取県職員採用試験（令和2年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

標記の採用試験を、次のとおり実施する。

1 概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事 務	4名程度
土 木	1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和46年（1971年）4月2日から平成3年（1991年）4月1日までに生まれた人

イ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、採用予定日の前日までに取得見込みであれば受験可能。

※学歴、経験要件なし。

(3) 試験内容

試験種目	内 容
第1次試験	基礎能力試験 [多肢選択式…70分] 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験（SPI3（基礎能力のみ））
	専門試験 （土木のみ） [多肢選択式…90分] 必要な専門知識についての筆記試験
	作文試験 [1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査 職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験 集団討論及び個別面接による人物についての口述試験

（注）第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点。）

また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

(4) 試験日程

受 付 期 間		3月6日(金)～4月6日(月)(消印有効) (インターネット受付:3月6日(金)午前9時～4月6日(月)午後5時)
第1次試験	試 験 日	5月10日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場:鳥取大学共通教育棟 米子会場:鳥取県西部総合事務所 東京会場:立教大学池袋キャンパス5号館 大阪会場:関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館
	合 格 者 発 表	5月22日(金)(予定)
第2次試験	試 験 日	6月中旬の指定する1日(予定)
	試 験 会 場	鳥取県庁議会棟会議室
	採 用 候 補 者 発 表	6月下旬(予定)

※試験会場は申込状況等により変更する場合がある。

(5) 採用予定時期

令和2年9月から令和3年4月までの間で採用候補者の事情等を考慮して決定

2 広報

本議案の内容について別途報道機関へ資料提供するほか、受験案内を別途作成し、県の機関等で配布するとともにその内容をホームページ等で公表する。

また、就職情報サイトへ求人情報を掲載する。

【質疑等】

委 員: 学歴、職歴要件なしとなっているが、国の方針はあるにせよ、40歳ぐらいの方がいきなり入庁されて、他の職員と一緒に仕事ができるかどうか、また、周囲の職員のモチベーションも心配。例えば、採用後に本人にヒアリングするなどのことをしなければ、潰れてしまうおそれがあるのではないかと。この取組自体は良いことだが、そういったケアをしないと、この試験の趣旨に沿ったものにはならないという懸念を持っている。

事務局: 民間企業経験者対象で入った方の中にも、思っていたものと違うということで、採用半年程度で退職されたりするケースもこれまで何人かいる。そういうことを任命権者が反省材料にして、また例えば障がい者雇用において任命権者としても経験を積んできているので、適確な対応ができるようにこちらからも促していきたいと思う。

委 員: こうした試験をすることがまず大きな一歩だし、どういう形で人材を生かしていけるか、また周りの職員との関係で活性化していくかなど、ポジティブにできる形にしていくことが、この企画が生きてくる大事なところだと思う。また、これまでと違う新しい風が入ってきて良いという部分もあると思うので、固定概念を少し崩しながら、良い形にもっていく努力をお願いしたい。

委 員: やること自体は賛成だが、やるだけやって終わりではなく、きちんとケアしてあげないといけないと思う。

事務局：障がい者雇用の課題も定着率をどう高めるかというところなので、今回の試験についても課題は同じだろうと思う。

委員：働く側も雇用する側も大変だと思うが、頑張っていくしかないと思う。

◇議案第3号

鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 警察官A・B（1回目））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和3年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施する。

1 概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数	
警察官A	警察官（男性）	11名程度	
	警察官（女性）	5名程度	
	警察官（男性） 〈武道〉	柔道	1名程度
		剣道	1名程度
	警察官〈サイバー犯罪捜査官〉	1名程度	
	警察官（チャレンジコース）	7名程度	
警察官B	警察官（チャレンジコース）	5名程度	

(2) 受験資格

ア 年齢要件

(ア) 警察官A

昭和60年4月2日以降（警察官〈サイバー犯罪捜査官〉は昭和57年4月2日以降）に生まれた人

(イ) 警察官B

昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

イ 学歴要件

(ア) 警察官A

学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

(イ) 警察官B

警察官A以外の人（学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校高等部（各学校の専攻科を除く。）を令和3年3月31日までに卒業又は修了する見込みの人を除く。）

ウ 国籍要件

日本国籍を有していること

エ その他の要件

(ア) 警察官（男性）〈武道〉を受験する人にあつては、次のいずれかに該当する人

a 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道3段以上の段位を有すること

b 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道3段以上の段位を有すること

(イ) 警察官〈サイバー犯罪捜査官〉を受験する人にあつては、情報処理の促進に関する法律第9条第1項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は第29条第1項に規定する情報処理技術者試験に合格していること（基本情報技術者試験、ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。）

(3) 試験日程

受付期間	4月3日(金)～4月20日(月)(消印有効) (インターネット受付:4月3日(金)午前9時～4月20日(月)午後5時)	
第1次試験	試験日	5月10日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取大学共通教育棟 米子会場:鳥取県西部総合事務所 東京会場:立教大学池袋キャンパス5号館 大阪会場:関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館
	試験種目	教養試験(警察官(チャレンジコース)以外)、基礎能力試験(警察官(チャレンジコース)のみ)、適性検査、資格加点(警察官(男性)、警察官(女性)受験者のうち英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に加点)
	合格者発表日	5月21日(木)(予定)
第2次試験	試験日	6月29日(月)～7月1日(水)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎、鳥取県庁第二庁舎、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験(個別面接)、論文試験(警察官Aのみ)、作文試験(警察官Bのみ)、身体検査、体力検査、実技(警察官(男性)〈武道〉受験者のみ)、専門試験(警察官〈サイバー犯罪捜査官〉受験者のみ)
	採用候補者発表日	7月28日(火)(予定)

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ判定する。)

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

◇議案第4号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第5号

人事委員会定めの一部改正(臨時的任用職員の休暇関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり定めの一部を改正する。

1 改正する定めの内容

- ① 臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について(平成6年12月21日付発鳥人委第59号)
- ② 臨時的任用職員の休暇について(平成6年12月21日付発鳥人委第60号)
- ③ 臨時的任用職員の職務に専念する義務の免除について(平成22年2月23日付第200900178575号)
- ④ 臨時的任用職員の特別休暇について(平成22年2月23日付第200900178576号)

2 概要

- ① 臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について(平成6年12月21日付発鳥人委第59号)

号)

- ・地方公務員法の改正に伴う臨時的任用の厳格化や同一労働同一賃金ガイドラインの趣旨を踏まえて、臨時的任用職員の休暇制度を見直す。
- ・病気休暇、特別休暇、職務専念義務の免除について、定数内・外、任用期間の長短による区分をなくし、正職員と同じ休暇制度等とする。

②臨時的任用職員の休暇について（平成6年12月21日付発鳥人委第60号）

- ・地方公務員法の改正に伴う臨時的任用の厳格化や同一労働同一賃金ガイドラインの趣旨を踏まえて、臨時的任用職員（県費負担教職員）の休暇制度を見直す。
- ・臨時的任用職員（県費負担教職員）の病気休暇、特別休暇について、定数内・外、任用期間の長短による区分をなくし、正職員と同じ休暇制度とする。

③臨時的任用職員の職務に専念する義務の免除について（平成22年2月23日付第200900178575号） 廃止

- ・定数内職員以外の臨時的任用職員が、任命権者に対して苦情の申出及び相談を行う場合等に職務専念義務の免除が認められることを定めた通知であるが、①の改正により別途定めることが不要となるため廃止するもの。

④臨時的任用職員の特別休暇について（平成22年2月23日付第200900178576号） 廃止

- ・定数内職員以外の臨時的任用職員（県費負担教職員）が、任命権者に対して苦情の申出及び相談を行う場合等に特別休暇を与えることができることを定めた通知であるが、②の改正により別途定めることが不要となるため廃止するもの。

3 施行日

令和2年4月1日

【質疑等】

- 委員：正規であろうと臨時的任用であろうと、そこで働くという立場は同じであるし、尊厳を認めるということも含めて、臨時的任用職員にも家族があって、自分のいろいろな状況も鑑みて休暇の取得がきちんと保障されるということは、画期的で大事な結論だと思っている。
- 委員：これは働き方改革の一環で、民間もパートタイムの方が有給休暇を取得することが義務付けられている。この件については反対する理由はない。働きやすい職場にすることであり、いいことだと思う。さきほど委員が言われたように、臨時的任用であろうと何であろうと人権は大事である。
- 委員：そのとおり。業務の内容は変わらない中で、休暇という勤務条件が違ふということになると、モチベーションも下がるだろうし、そういう意味でもいいことだと思う。

◇議案第6号

職員の職務に専念する義務の免除等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成21年9月17日付で承認した職員の職務に専念する義務の免除等について、次のとおり承認内容を改める。

1 概要

学校の教員や病院の職員など、職務上、子どもや病人など体力や免疫力が一般成人よりも弱い者と常時接する職員については、新型インフルエンザの濃厚接触者となった場合に職務に専念する義

務の免除（又は特別休暇）を承認しているところであり、このたび、新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定されたことに鑑み、職務に専念する義務の免除等の対象を拡大するもの。

2 承認内容

平成 21 年 9 月 17 日付で承認した職務専念義務の免除又は特別休暇について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に定める感染症（四類感染症及び五類感染症を除く。）の場合に認められるものとする。

県立病院に勤務する職員の職務に専念する義務の免除の期間については、「一週間以内で院長が必要と認める期間」を「院長が必要と認める期間」とするものとする。

（改正前の対象） 新型インフルエンザ

（改正後の対象） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に定める感染症（四類感染症及び五類感染症を除く。）

<参考>

	規定されている疾病名
一類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等
二類感染症	結核、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1） 等
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等
四類感染症	黄熱、鳥インフルエンザ（H5N1を除く） 等
五類感染症	インフルエンザ、性器クラミジア感染症、梅毒 等
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
指定感染症	←令和 2 年 2 月 1 日 新型コロナウイルス感染症を指定
新感染症	

※指定感染症

（分類の考え方） 既知の感染症で、一類～三類感染症と同等の措置を講じなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

（実施できる措置） 一類～三類感染症に準じた対人、対物措置

3 根拠法令

○職務に専念する義務の特例に関する規則

（義務免除）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

○県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

（特別休暇）

第 14 条 条例第 13 条第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

34 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

4 承認理由

- ・今般の新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応等に鑑み、新型インフルエンザの濃厚接触者となった職員を対象として承認している職務に専念する義務の免除（又は特別休暇）について、対

象となる範囲を新型コロナウイルス感染症等にも拡大することが適当であると認められるため。

5 承認日 議決日

【質疑等】

委員：県としては、正式な手続きを経なければならないということだと思うが、今回の場合は本当に特別な状況で、もっと迅速にできないのかと思う。平成 21 年のときの対応を確認して、今回対象を拡大しますという説明だが、手順を踏んでいるということはわかるが、当然すべきことだと思う。こうした場合に、迅速に対応できるやり方はないのか。

事務局：法律により指定感染症となった施行日が、当初 2 月 7 日を予定していたものが、2 月 1 日に繰り上がって、それに対して人事委員会事務局としても速やかに対応するというので、今回議案としてお諮りしたもの。手間をかけているということではなく、この意思決定も半日ぐらいで行った。国内が大混乱でというような状況であれば、緊急的に、委員会の議決云々ではなくて自宅待機ということもやらねばならないと思うが、幸いなことに、そこまでの状況には国内あるいは県内はなっていないので、手順を踏ませていただいた。

委員：報道等を見ていて急な情勢の変化であるが、今のこの時点では早い対応だと思う。いろんな部署がいろんな動きをしていくときに、根拠となるものがないと不都合があるので、やはり、法的なことは今回のように整理しつつ、緊急時にはそれなりに対応するというのではないかと思う。

委員：それは私も理解している。ただ、一刻一秒を争う大変な場合には、手続きにこだわることなく、特別に柔軟な対応を行うことも必要ではないかという趣旨で申し上げた。

事務局：そういう気持ちで対応している。

委員：感染者と接したなどにより自分は濃厚接触者の疑いがあるということは、本人から申し出がないとわからないという理解でよいか。

事務局：そのとおり。

委員：人の目が気になるので、自分からは申告しにいとということがあるかもしれない。

委員：仕事を抱えたりしていると申告しづらいかもしれない。

委員：内容としてはやるべきことだと思う。

委員：法律の要請がないとできないということがあるのだと思う。包括規定があれば、すぐに対応できるのだろうが、なかなかそうもいかないということがあるのではないかと思う。行政の対応としては、かなり早い対応なのかなと思う。

六 次回人事委員会の開催

令和 2 年 2 月 1 4 日（金）午前 9 時 4 0 分から開催することとした。